

定 款

一般社団法人加古川労働者福祉協議会

一般社団法人 加古川労働者福祉協議会 定款

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、一般社団法人加古川労働者福祉協議会（以下「労福協」という）と称する。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を兵庫県加古川市におく。

2. この法人は、社員総会の議決を経て必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第3条 (目的)

この法人は、東播磨地域の労働者の福祉活動を総合的に推進するため、福祉活動の調査・研究を行い、労働者福祉の向上と社会保障の確立に寄与することを目的とする。

第4条 (公告の方法)

この法人の公告は、電子公告による。

2. やむをえない事由により、電子公告によることができない場合は、事務所の掲示場に掲示する。

第5条 (事業)

この法人は、前条の目的を達成するために次の公益目的の事業を行なう。

- ① 労働者の行う協同事業団体活動の発展、強化に関する事項
- ② 政府及び自治体に対する労働者の福祉要求に関する事項
- ③ 労働者福祉の調査、研究、政策立案に関する事項
- ④ 労働者福祉の教育、宣伝に関する事項
- ⑤ 事業推進強化資金の管理運営に関する事項
- ⑥ 労働者の体育、文化、レクリエーション、共済等に関する事項
- ⑦ その他、労福協の目的達成のために必要な事項

第6条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 会員及び社員

第7条 (会員)

この法人の会員は、労働組合、労働者福祉に関わる事業団体、その他労福協の目的に賛同する労働者福祉団体等を構成員とし、会員から選出される代議員及び役員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人・一般財団法人法」という。）上の社員とする。

第8条 (会費)

会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2. 既納の会費は返還しないものとする。

第9条 (入会)

会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

第10条 (会員の資格喪失)

会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- ① 退会したとき
- ② 死亡し、若しくは会員である団体が消滅したとき
- ③ 会費を滞納したとき
- ④ 除名されたとき
- ⑤ 総社員の同意があったとき

第11条（退会）

会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2. 会員である労働組合、団体等が解散または破産したときは、退会したものとみなす。

第12条（除名）

会員が、この法人の名誉をき損し、その事業を妨げ、又はその設立の趣旨に反する行為をしたときは、社員総会において、社員の4分の3以上の同意を得て、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をし、社員総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

2. 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

第13条（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第14条（社員の資格得喪）

第9条ないし第13条の規定は、社員の資格得喪に関する規定として準用する。

第3章 代議員及び役員等

第15条（代議員）

代議員は会員の団体より推薦された者を含み、会員の役職員をもって構成する。

2. 代議員は、各会員より1名とし、役員を兼ねることができない。
3. 代議員の欠員が生じた場合は、別に定める規則に従い、速やかに欠員を補充する。

第16条（代議員の職務権限）

代議員は、会員を代表して社員総会に出席し、審議事項を審議し議決する。

第17条（代議員の任期）

代議員の任期は原則2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 欠員又は増員により選任された代議員の任期は、前任者又は現任者の在任期間とする。
3. 代議員が欠けた場合は、任期満了又は辞任により退任した代議員は、後任者が就任するまで、代議員としての権利義務を有する。

第18条（代議員の報酬）

代議員の報酬は無報酬とする。

第19条（役員の種類及び選任）

この法人に次の役員をおく

- ① 理事長 1人
 - ② 副理事長 2人以上 5人以内
 - ③ 専務理事 1人おくことができる
 - ④ 常務理事 1人おくことができる
 - ⑤ 理事 若干名
 - ⑥ 監事 2人
2. 役員は、社員総会において選任する。
 3. 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は理事の互選により選任する。
 4. 監事は、理事若くは使用人と兼ねることが出来ない。

第20条（理事の職務権限）

理事長はこの法人を代表し、その業務を統括する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時または理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、その職務を代行する。
3. 専務理事は、理事長の命を受け事務局を主宰し、理事会の決定に基づき業務を処理する。
4. 常務理事は、理事長、副理事長、専務理事を補佐して業務を処理する。また、専務理事空席の期間においてはその職務を代行する。
5. 理事は、理事会を組織し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

第21条（監事の職務権限）

監事は次に掲げる職務を行う。

- ① 法人の財産の状況を監査すること。
- ② 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- ③ 財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、社員総会及び理事会に報告をすること。
- ④ 前号の報告をするため必要があるときは、社員総会を招集すること。

第22条（役員任期）

役員任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任されることができる。
3. 役員は辞任し、又は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第23条（役員解任）

役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、社員総会において総会代議員の3分の2以上の同意を得て、解任することができる。

第24条（顧問及び常任顧問）

この法人は、理事会の議を得て学識経験者等から顧問及び常任顧問を委嘱することができる。

2. 顧問及び常任顧問は、重要な業務について理事長の諮問に応ずる。

第25条（役員に対する報酬）

役員には報酬を支給することができる。

2. 報酬を受ける役員、報酬の額等については、社員総会の議決により別に定める。

第4章 社員総会

第26条（種別）

社員総会は定時社員総会及び臨時社員総会とする。

第27条（構成）

社員総会は、社員をもって構成する。

2. 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。
3. 社員は、社員総会に出席して意見を述べるができる。

第28条（機能）

社員総会は、この定款で定める次の事項を議決する。

- ① 役員の選任及び解任
- ② 定款の変更
- ③ 事業計画及び収支予算の決定
- ④ 事業報告及び収支計算の承認
- ⑤ 前各号に定めるもののほか、この定款に定める事項
- ⑥ 前各号に定めるもののほか、一般社団法人・一般財団法人法に規定する事項

第29条（開催）

定時社員総会は、事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2. 臨時社員総会は、理事会が必要と認めるとき、又は社員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、及び2月に必要に応じて開催する。
3. 前項の請求をした社員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を請求することができる。
 - ① 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
 - ② 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

第30条（招集）

社員総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項に掲げる場合には、その請求のあった日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
3. 社員総会を招集するときは、社員に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。
4. 前項の規定にもかかわらず、社員全員の同意がある時は、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

第31条（議長）

社員総会の議長は、その総会において出席社員の中から選任する。

第32条（社員総会の定足数）

社員総会は、社員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第33条（議決）

社員総会の議事は、一般社団法人・一般財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款で別に定めるもののほかは、出席社員の2分の1以上をもって決し、可否同数のときは、議長の採決とするところによる。

2. 前項の場合において、議長は、社員として表決に加わることはできない。

第34条（書面表決及び代理）

やむを得ない理由のため会議に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその所属する団体の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において前2条の規定については、その社員は、出席したものとみなす。

2. 社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすものとする。

第35条（報告の省略）

理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

第36条（会員への公示）

社員総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に公示する。

第37条（議事録）

社員総会の議事については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 社員総会の日時及び場所
- ② 社員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- ③ 決議事項及び審議事項
- ④ 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第38条（運営）

社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める。

第5章 理事会

第39条（構成）

理事会は、すべての役員で組織する。

第40条（権限）

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- ① 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項
- ② この法人の業務執行の決定
- ③ 理事の職務の執行の監督
- ④ 理事長、専務理事、常務理事の選定及び解職

2. 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。

- ① 重要な財産の処分及び譲受け
- ② 多額の借財
- ③ 重要な使用人の選任及び解任
- ④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑤ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

第41条（開催）

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めたとき
- ② 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に請求があったとき
- ③ 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事の招集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき
- ④ 第21条4項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

第42条（招集）

理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3号により理事が招集する場合及び前条第4号により監事が召集する場合を除く。

2. 理事長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、理事会の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
4. 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

第43条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第44条（定足数）

理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

第45条（議決）

理事会の議事は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の採決するところによる。

2. 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。
3. 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面でもって作成されているときは、議長及びその会議において選任された議事録署名2人以上が、署名、押印しなければならない。
4. 前項の議事録が電磁的議事録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

第46条（決議の省略）

理事が、理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に

加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

第47条（報告の省略）

理事若しくは監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

第48条（運営）

理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会で定める。

第49条（専門委員会）

理事会が必要と認めた場合は、専門委員会を設けることができる。

2. 専門委員会の委員は、会員及び学識経験者等から、理事会が選任する。
3. 専門委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 財産及び会計

第50条（財産の管理・運用）

財産は理事長が管理・運用し、その方法は、理事会の決議により定める。

第51条（事業計画及び収支予算）

この法人の事業計画及び収支予算は、毎年度事業開始前日までに理事長が作成し、理事会の決議を得て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

第52条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、社員総会において承認を得るものとする。

2. この法人は、前項の社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

第53条（会計原則）

この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第7章 定款の変更及び解散

第54条（定款の変更）

この定款は、社員総会において出席社員の4分の3以上の同意を得て、変更することができる。

第55条（解散）

この法人は、一般社団法人・一般財団法人法第148条第1号から第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、出席社員の4分の3以上の議決により解散することができる。

第56条（残余財産の処分）

この法人が解散等により清算するとき有する財産は、社員総会の決議によりこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

第8章 事務局

第57条（設置等）

この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、所要の職員を置く。
3. 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第58条（備付け帳簿及び書類）

事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- ① 定款
 - ② 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - ③ 理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書
 - ④ 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - ⑤ 定款に定める議事に関する書類
 - ⑥ 財産目録
 - ⑦ 事業計画書及び収支予算書
 - ⑧ 事業報告書及び収支決算書等の計算書類
 - ⑨ 前項の監査報告書
 - ⑩ その他法令で定める帳簿及び書類
2. 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるものとする。

第9章 雑則

第59条（委任）

この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第60条（その他）

この定款に規定のない事項については、すべて一般社団法人・一般財団法人法、その他の法令によるものとする。

付則

1. この定款は、主たる事務所の所在地において設立の登記をするために公証人の認証を受けた日より効力を生じる。
2. この法人の設立当初の役員は、第19条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとし、その任期は平成21年度事業年度終了後の定時社員総会までとする。
3. この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第28条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
4. この法人の設立当初の事業年度は第6条の規定にかかわらず、設立登記の日から平成21年3月31日までとする。
5. この法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

兵庫県[●●●●個人情報保護の為省略]

●●●●

兵庫県[●●●●個人情報保護の為省略]

●●●●

兵庫県[●●●●個人情報保護の為省略]

●●●●

兵庫県[●●●●個人情報保護の為省略]

●●●●

兵庫県[●●●●個人情報保護の為省略]

●●●●

兵庫県[●●●●個人情報保護の為省略]

●●●●

兵庫県[●●●●個人情報保護の為省略]

●●●●

兵庫県[●●●●個人情報保護の為省略]

●●●●

兵庫県[●●●●個人情報保護の為省略]

●●●●

兵庫県[●●●●個人情報保護の為省略]

●●●●

以上、一般社団法人加古川労働者福祉協議会設立に際し、設立時社員●●●●らの定款作成代理人である●●●●は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成20年12月1日

設立時社員 ●●●●

同 ●●●●

同 ●●●●

同 ●●●●
同 ●●●●
同 ●●●●
同 ●●●●
同 ●●●●
同 ●●●●
同 ●●●●

上記設立時社員10名の定款作成人

行政書士 ●●●●